

I 事業の主旨

1. 背景と目的

頻発する自然災害、脅かされる子どもの安全、高齢者や障害者をねらった悪質商法の横行などなど、「地域の力」が問われており、行政政策においてもキーワードになっている。また、改正介護保険法が提起した介護予防の取組みは、「介護予防は孤立予防」と言われるよう、地域社会のあり方そのものを問うているといつても過言ではありません。

そうした中、日常生活圏ごとに設置が進められつつある地域包括支援センターには、介護予防のためのケアマネジメントや権利擁護といった大きな役割が期待されている。

一方、区市町村社協は、かねてから住民参加による小地域福祉活動やボランティア活動の推進を最重要課題として取組みを進めており、また近年では、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度推進機関の設置等を通じて権利擁護の拠点としての機能を強めてきている。

このモデル事業は、包括センターと区市町村社協が連携、協働し、双方の特徴と強みを活かし合うことによって、地域における「包括支援ネットワークの構築」と「権利擁護」を確立するために必要となる基本的な視点や手法を開拓することを目的とした。

なお、本事業は、「東社協3ヵ年アクションプラン」（平成19年度～21年度）における『地域の力向上事業』の一環として実施することとする。

2. 実施体制・内容

実施体制としては、モデル地区として、杉並区社協（地域包括支援センター受託社協）と西東京市社協（地域包括支援センター未受託社協）と連携して実施する。

想定されるモデル地区における取り組みは、以下のような考え方のもとを行う。

- ①地域での包括的なケアを必要とするケースへの支援活動を試行的に行うことを通じて、今後の包括ケア体制の構築に向けて必要となる条件や具体的な取り組みのあり方等を検証する。
- ②その際、個々のケースへの取り組みを通じて、①小地域福祉活動に新たなモチベーションが生まれ活動が活性化する効果と、②関係者のネットワークが構築され実質的な機能が高まる効果を重視する。
- ③権利擁護的な視点（虐待・消費者被害防止、福祉サービス利用支援等）からの支援が必要な事例についても積極的に取り上げ、包括ケアにおいて求められる権利擁護機能のあり方についても検証する。
- ④上記のネットワーク形成に努めるとともに、あわせて「新たな住民の力」を引き出す方策を検討する。地域での暮らし方やそのための支援のあり方を考え、地域の住民同士の結びつきや交流の活性化等を図る。